

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 21 年 3 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第 71 号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関する規則の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号に次のように加える。

キ 京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場

第 6 条第 2 項中「カ」を「キ」に改める。

第 7 条第 5 項中「初日から末日」を「20 日から当該通用期間である月の 19 日」に改める。

別表第 1 京都市桂川駅東自転車等駐車場，京都市桂川駅西自転車等駐車場，京都市桂駅東口自転車駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場の項の次に次の 1 項を加える。

京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	午前 5 時から翌日の午前 1 時まで
----------------	---------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は，平成 21 年 3 月 14 日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金等に関

する規則第7条第5項の規定は、京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場にあっては平成21年4月1日から同月30日までを通用期間とする定期駐車券から、その他の駐車場にあっては同年5月1日から同月31日までを通用期間とする定期駐車券から適用する。

(建設局土木管理部自転車政策課)